

社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会  
役員等報酬及び活動費に関する規程

平成17年10月3日	制定
平成18年2月27日	改正
平成23年3月22日	改正
平成24年3月19日	改正
平成24年9月21日	改正
平成28年3月22日	改正
平成28年5月23日	改正
平成28年12月5日	改正
平成29年3月22日	改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐用町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第2条の事業を執行するため、役員等の報酬及び活動に要する費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員、産業医及び各委員をいう。

(報酬及び費用弁償並びに活動費)

第3条 役員等が理事会、監事会、評議員会等に出席したときは、報酬等を支給することができる。

2 役員等報酬、費用弁償、活動費支払対象者及び金額は次のとおりとする。

(1) 報酬

① 理事

ア 会長	600,000 円 (年額)
イ 副会長	100,000 円 (年額)
ウ その他の理事	3,000 円 (半日)

② 監事 3,000 円 (半日)

③ 評議員 (行政職員を除く) 3,000 円 (半日)

④ 産業医 40,000 円 (月額)

⑤ 各委員 (福祉委員及び本会職員並びに行政職員を除く)  
3,000 円 (半日)

(2) 活動費

① 福祉委員 5,000 円 (年額)

3 役員等報酬等の支給は、原則として振込とする。ただし、やむをえない理由が生じたときは、現金にて支給するものとする。

(報酬月割計算及び端数計算)

第4条 年度の中途において役員等に異動等が生じたときの報酬は、月割により計算し支給する。

2 月割計算の方法は、15日未満のときはこれを切り捨て、15日以上1ヶ月未満の場合には、1ヶ月に切り上げるものとする。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

この規程は、平成17年10月3日から施行する。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年5月23日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成28年12月5日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。